

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-8
処分の種類	適正計量管理事業所の指定の取消し			
根拠法令条例等・条項	計量法第132条			
処分の概要	適正な計量管理の実施を確保するための諸規定等に違反した適正計量管理事業所の指定の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第132条(施行令第41条第4項により都道府県知事による指定取消にも適用) 経済産業大臣は、第127条第1項の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第130条第2項又は次条において準用する第62条第1項の規定に違反したとき。 二 次条において準用する第92条第1項第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 三 前条の規定による命令に違反したとき。 四 不正の手段により第127条第1項の指定を受けたとき。 <p>【参照規定】</p> <p>第130条第2項(適正計量管理事業所の標識) 第62条第1項(指定申請書記載事項変更の届出義務) 第92条第1項第1号又は第3号(法律違反、命令違反) 第131条(指定基準適合命令) 第127条第1項(適正計量管理事業所の指定)</p>			
基準の制定根拠	一			